

# 社会福祉法人和順福祉会 役員等旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和順福祉会の役員等に対して支給する旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

## (旅費の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等に参加した場合は、旅費を支給する。

## (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は交通費、車賃、日当とする。

## (旅費の金額)

第5条 旅費・日当の金額は、一日につき次のとおりとする。

- |   |    |   |  |
|---|----|---|--|
| 1 | 日当 | (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席  | 2,000円   |
|   |    | (2) 監事監査  | 3,000円   |
|   |    | (3) 監事の行政指導監査への立会   | 半日監査 2,000円<br>1日監査 3,000円                                     |
|   |    | (4) 研修会等への出席  | ①南薩地域振興局管内(額娃町以遠) 3,000円<br>②管内以遠(鹿児島市) 3,000円<br>③額娃町内 2,000円 |
| 2 | 旅費 | (1) 交通費 公共交通機関(バス等)の定める料金   |  |
|   |    | (2) 車賃 自家用車使用の場合片道1キロメートルにつき50円とする。1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切捨てる。ただし、目的地が自宅より2キロメートル未満の時は車賃は支給しない。 |  |

## (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

## (改正)

第7条 この規則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

## (補則)

第8条 この規程に抛り難いときは、その都度理事長が決定する。

附 則 (平成4年3月23日理事会決議)

1 この規程は、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月6日理事会決議)

1 この規程の一部改正は、平成20年12月6日から適用する。

附 則 (平成29年3月23日理事会決議)

1 この規程の一部改正は、平成29年3月23日から適用する。

附 則 (平成30年6月6日理事会決議)

1 この規程の一部改正は、平成30年7月1日から適用する。